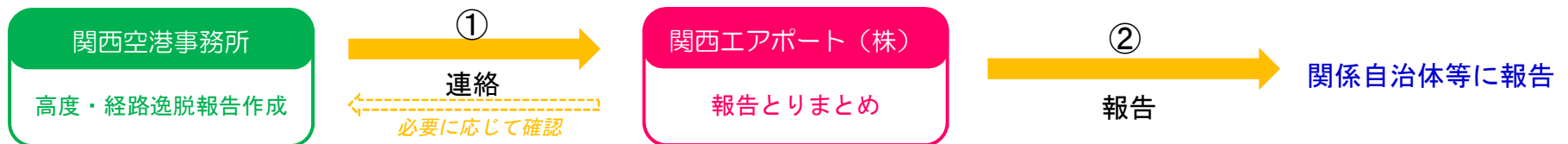


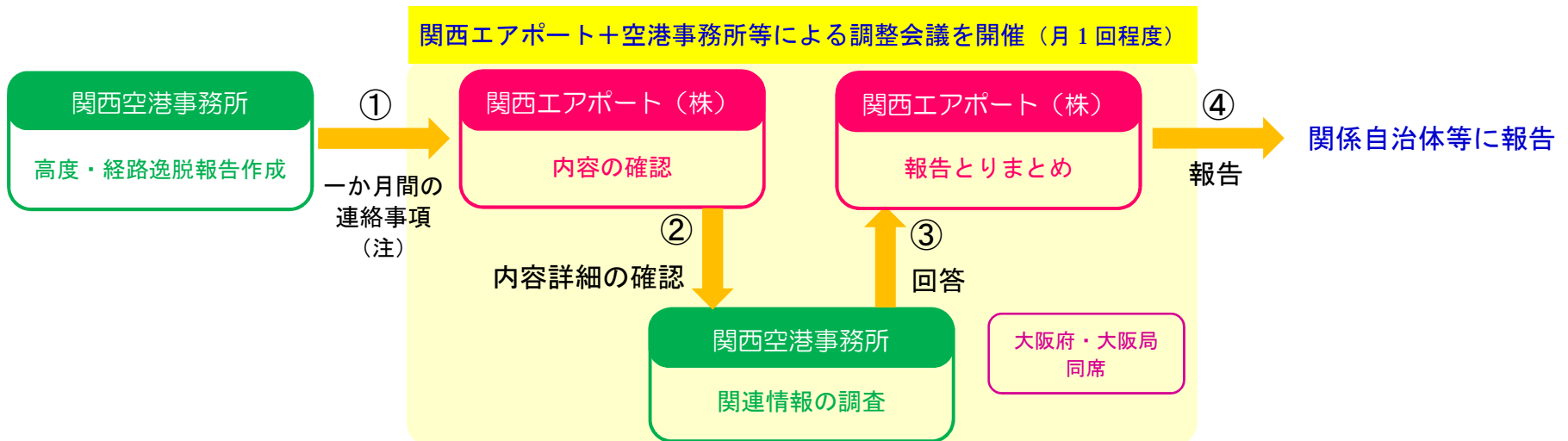
飛行経路逸脱に係る報告体制について

- 飛行経路の逸脱に関して、関係者が情報と問題認識を共有し、必要な対応をより確実に実施していくため、これまでの報告体制に加え、国土交通省関西空港事務所、関西エアポート等による調整会議を設置する。

I. 即時対応（現状どおり）



II. 定期的な調整会議（新規）



飛行データの確認を体系的に実施することで、データの共有及び対外説明の統一化を図る

注：傾向及び原因の分析等を行うため、関東で管制を行っている高高度の飛行（概ね 15000ft 以上）も含め、一か月ごとにデータを取りまとめ。最終集計は、年間回数として報告予定。